

中国近代における具戒法儀

長 谷 部 幽 蹤

序

この数年来、明代萬曆の末年に当たり古心如馨によつて復興された傳南山律宗の動向に注目し、古祖一門の法化の展開について世次を追つて查察し、いさきか解明し得たところもあつたが、この小論ではまず明代以降における禪律両宗の授戒法儀の変遷を勘え、近代における具戒法儀の実修の法について述べ、併せて祖庭古林寺における授戒に関する師僧戒子の号諱本貫を挙げ、弘律の経緯を探つてみたい。

思うに古心の意図は、当面嘉靖末年における開戒壇の禁制によつて、公共性を具えた社会的組織としての仏教教団

中国近代における具戒法儀（長谷部）

が、事実上存続発展の道を閉ざされ、閉塞状態に置かれていた中で、従前通り戒壇を開いて比丘戒の授受を再開し、長く法燈を伝えていく体制を整備することにあつたとみられるのである。そこで師は不斷の真摯な行道と法化の傍ら、明の当局に対して開戒壇を要請し、説得を重ねた結果、遂に勅許を蒙つたばかりでなく、皇壇を開くことを得、年来の素志を遂げた。かくして律化の道は再び開かれ、古祖とその法燈を承ける律師達は古林、寶華、昭慶など由緒ある律寺や大小の律院に拠つて切りに法律を演揚し、清代雍正・乾隆の間、『南山宗統』『律宗燈譜』を編述印行し、禪に倣つて記削して衣偈を付する風を生じ、その支分漸く繁衍するに至り、やがて禪門に拮抗する一大勢力を形成することと

なつた。禪門は中衰の時期を経て、萬曆末年以後、他の諸宗に魁けて法燈の譜を為り、聯芳を敍し、源流弘子を以つて付囑の証とし、多くの法嗣を出して巡衍の勢を誇つたが、律門がこれに刺戟され、これを範として同様に一宗の傳燈を形成したことは否定し得ないところである。⁽¹⁾

けだし増上戒学と称されるものは、三學において重要な一部門を構成し、他の二から独立してそれらに対置されてはいるが、あくまで仏法の全体に共通した学道の要諦として必須のものである。とすれば凡そ仏法の世に存するところ、常に定・慧の二学と共存し、諸学を基礎づけるべき性質のものである。従つて単に一宗の中に局蹐して自らを限定し、独立した一派として形態を整備し、専ら派勢の伸張を事とする如きは、その本来の存在意義に合しないというべきであろう。しかし時流の趨くところ、結局律門も禪に伍して宗派として著しい発展を遂げることとなつた。その経緯については、これまで一方では縦の時間的方向を辿りながら、法燈繼承の次代を世代別に記し、他方に於いて横の空間的方向を探り、江蘇を中心とした周辺の諸地域への律の法化の展開について概括的に論究した。⁽²⁾ここでは從来

考察して來た問題に結末をつける意味で、現代に最も近い中華民國初期における具足戒授受の法儀の実態に触れ、以て一応の締め括りとしたい。

一 明代以降の律学と授戒

ここには主題である「近代における具戒の法儀」について考察を進める前段階として、これに先立つ時期、明代以降における弘戒の動向について概括して論じ、その注目すべき局面の一端を明らかにしたい。

志によれば、宋の祥符二年（一〇一〇）、詔して京師の太平興國寺に奉先甘露戒壇を立てしめ、慶歴二年（一〇四二）、律師允堪（一〇〇五—一〇六一）に詔して杭州大昭慶寺に建壇開戒せしめたといい、宋代には天下の諸路に戒壇を立つるもの凡そ七十二ヶ所を数えたと伝えられる。元末明初の間、律寺の荒蕪は甚だしきものがあつたとされているが、宋代以来の伝統は辛うじて受け継がれ、授戒も細々と行われていたようである。ただ元代には禪・講・律が鼎立していたのに対し、明代に入ると律が仏門の主要な構成要素から外されて境外に置かれ、教がこれに代わる位置を占める

に至つた。この一事からしても、律が独立した宗としての機能を喪失していたと見られるのであり、その衰勢は覆うべくもない。ただ明初には、元末の兵乱に毀滅した杭州の龍興祥符戒壇寺が洪武の間に重建されたとの説が存する。

これは仏寺復興に種々制限が課せられていた状況の中で注目すべき事であるが、事実関係には多少疑問がある。

中期では、正統中に北京西山の慧壽寺に萬壽戒壇が勅建され、如幻道孚（一四〇一一四五六）がここに律学を弘宣し、遍く士庶に尊崇されて長く律の伝統を存続せしめたことが知られ、後期については萬曆二十二年、大慧が朝命を奉じて昭慶寺に戒壇を建立したと伝えられており、後に述べることとの関わりにおいて検討るべき事の一であると思われる。というのはこの間にあつて、嘉靖末年における開戒壇禁制の事があるからである。漢月法藏（一五七三—一六三五）は、「戒壇一たび閉されてより儀法盡く亡じ、相顧みて譏諷し和合すること難し」とその間の状況を述べている。萬曆の後期における律学沈滯の状況の中で、独り古心如馨（一五四一—一六四五）が戒壇再開の勅許を得たことについては前述したところであるが、それは萬曆四十

二年の事とされている。これによつて他の諸律寺や禪宗の大叢林はその余沢に与つて、一様に開壇授戒することができるようになり、律学興隆の気運が開けることになつたのである。

古心を祖とする古祖一門は、師が戒壇の再開に功があつたこともあり、門下に人を得て長く法燈を伝えた。古心に繼いで第二世の律席を董し、中興第一祖と仰がれている三昧寂光（一五八〇—一六四五）は寶華山を中心に弘戒に力を致し、ここに千華大社を起こして一派を創し、五臺揚州等各地に演戒して律法を弘揚した。ここにおいて律門の諸流は、明末以降古祖下千華一門の傘下に包摶されることとなり、やがて古い伝統に連がる律学諸流が古祖下に統合され、名実ともにこの一門が、傳南山律宗の正統として律学を荷担することとなつたのである。

古心は初め、素庵眞節（一五一九—一五九三）の会下に在つて、切に近圓を希うも清淨の十僧の満数を得る能わずという理由で意を果さず、五臺に歩礼して妙吉祥菩薩の印証を親承したと伝えられている。いわば一種の神秘的体験を得て、自誓受戒に類した形で得戒したが、それが時人に

中国近代における具戒法儀（長谷部）

信受されたところに重大な意味があるといえよう。その後師は、大小乘の律を精究して専ら梵律を持したといい、「經律戒相布薩軌儀」⁽⁵⁾一巻を撰しているが、授戒に際して師がどのような典範に依拠し、法儀に則ったかについては伝えるものがない。ただ師が傳南山律宗を紹繼するものであることを自任していたところから、道宣が制した古法に依るべきものを見出した、と解するのが自然である。明清時代まで伝えられ、比丘授戒の法について記するところがあるものとして、例えば『四分律刪補隨機羯磨』⁽⁶⁾など、その一部として挙げることができる。

清初に至つて『傳戒正範』が見月によつて編述印行されたが、それ以前における海内の放戒の事に關しては、至る所に多くの戒壇が開かれてはいるものの、「學處懵昧として聞くことなく、その儀軌を視るに則ち疎慵にして準を失し、倉皇七口にして便ち三壇を畢る」という如き處もあり、「大乗分たず、僧尼部別くるなし。心輕に露餓⁽⁸⁾し、羯磨視て故文と爲し、開遮も諳んずる罔し」といった有様であつたといい、毗尼壞滅の状が慨嘆されている。⁽⁹⁾

ところで明朝は、崇禎十七年（一六四四）李自成が北京

を陥れ、帝由檢が萬壽山に縊して果てた甲申の変、清軍が南京を侵し由崧が斬に処せられた弘光元年乙酉の変など、相繼ぐ國難に社稷は傾覆に瀕し、宗室が亡⁽¹⁰⁾するやその遺臣の中には、慟哭して死を求め、悲憤慷慨して止まず。また激しく抵抗して屈せず、水に投じて死するあり、焚死するあり、僅かに節義を貫かんとするあり、世を遁れて詩賦を事とし、琴を操つて樂しみとし、逃れて跡を城市に絶ち、筆墨を弄して自ら慰め、閑かに世を終わる者あり、或いは黃冠となり門を杜して出でず、若しくは剃髪して僧寺に隠栖し、衣鉢を以て迹を晦すこと之を久しうし、法を嗣いで上堂する者あり、というように王朝の終焉に際会し、これに対処する人びとの生きざまは實に多様であつた。遺民の僧となつた者としては、蒼雪、祖心、天然、澹歸、阿字等々、とくに名の著れた者だけでも、その数は二百指に余る。これら出家者の總てが正式に登壇受戒したとはいひ得ないが、明末の国變は、授戒の法にも大きな影響を及ぼし、變化を齎らしたことが注目をひく。

というのは、これより以前、出家学道を志す者は、多く近郷の剃度寺院に於いて、沙彌十戒を受けて得度し、經典

を学び法儀を習い、年二十に満ちて律寺に赴き、大戒を授けられて比丘僧の列に入る、というのがほぼ一定した過程であつた。ところが明末に仏門に帰依した縉紳の多くは、当然の事ながら既に二十歳を超えていたとみられる。とすれば彼等は直ちに比丘戒を受けたはづである。勿論その前段階として沙彌戒を受けなければならぬが、後段の菩薩戒を含めて、一度に引続き戒儀に与ることができれば甚だしい便宜を蒙ることになる訳である。

すでに一言したように嘉靖の禁制の余波を受けて、明末には律学が著しく衰頽し、勢い授戒の法にも整わぬところがあり、仮に慣行の旧法に依るとしても、長い年月を経過して時宜に適わぬ法や儀軌が少なからず存したものと思われる。この秋に当たり、古心の戒弟子の一人であり、禪法を密雲に嗣いだ禪律兼具の大德漢月法藏（一五七三—一六三五）は、昔律師の具足戒式を南壇に拾い、これに略々参演を加えて修撰し、菩薩戒式については『戒疏發隱⁽¹⁾』に倣り、総じて補全して一本となし、在家二衆授戒の法から始め、沙彌・比丘・菩薩戒を一場に通授する定式として、『弘戒法儀⁽²⁾』一巻を世に公にした。この書は師が蘇州の北禪大

慈寺に在つた、天啓三年（一六二六）に撰述されたものとされているが、当に時勢の動きに即応した、授戒に必備の要典として広く世に迎えられることになつたようである。

これより以後三峰一門の諸師は蘇州虞山清涼寺及び法上で繫がりを有する寺院においてこの法儀に依拠して来学に授戒した。この事によつて三峰派は、戒子と法嗣との統合が実現されることになり、派勢をさらに盛大ならしめる要因をなした。これは時勢の帰趨を洞察した漢月の卓見によるものであつたということができる。漢月同門の弟である費隱通容（一五九三—一六六一）の法嗣隱元隆琦（一五九二—一六七三）もまたこれを承けてその要旨を抜粹し『弘戒法儀⁽³⁾』二巻を撰した。因みに隱元は、承應三年（一六五四）、わが国に渡來して禪を弘めたが、第二代の木庵性瑫が、寛文五年に宇治の黃檗山で戒壇を開くや受戒者が雲集し、無慮五千人を数えたといふ。⁽¹⁴⁾

中国本土では崇禎以後、明朝の遺類は南京を捨てて福建・廣州、貴州の各地に逃れ、しばらく余喘を保つたが、清軍の追撃は急でその前に宗室は潰え去り、これと相前後して出家の道を選ぶ者も少なくなかつた。そうした状況の下で

弘戒の法儀、とくに三壇通授の法儀書の需要はさらに増加し、広く世に行われたものようである。

文弱行盈の法嗣で、南岳下第三十四世の祖子肅超遠（一六三一—一六八九）は、若くして見月の会下に在つて律を学んだ経歴を有するが、陝西省榆林府華州終南山において、『傳授三壇弘戒法儀¹⁵』三巻を印行している。この書の撰者として漢月の名が挙げられており、超遠は検録に携わった者として名を止めているに過ぎないが、師が時処位に適した法儀とするために、漢月の『弘戒法儀』に自ら手を加えたであろうことは想像に難くない。この頃には見月の『傳戒正範』の存在も知られていたと思われるが、禪門では漢月が撰した戒儀書を依用したものであろう。超遠は康熙十一年蟠龍古寺に居住しており、この時点には三壇儀は成立していないから、『弘戒法儀』に依つたものと思われる。これより先、順治中、山東省益都県の十方叢林法慶寺に於いて刊行された『叢林規略』には授戒結制について述べられているが、授戒の法は『授戒法儀』に依ると名言されている。但し地方叢林における授戒は短期間で完結し、法儀も簡略化されていたとみられる。

禪門では青原下第三十六世無異元來の法嗣で淮安檀度寺に開法した崇乳道密（一五八八—一六五八）が授戒を行い、古祖下第四世湛一性澄（一六一六—一六八四）は、その下で受具したことが知られており、同じく洞門の三宣明孟は、順治六年に眞寂寺に於いて説戒をなしている。¹⁷ 濟家の濟水行洸（一六一九—一六九六）は、『傳戒儀範』二巻を編述したと伝えられている。これは現存しないが、理安箬庵の一門によつて依拠された授戒法儀の指南書であつたとみられる。南山律宗はこの方面を主宰する立場にありながら、授戒の儀典纂輯においては漢月に遅れをとつたが、古祖下第三世に列せられる見月讀體（一六〇一—一六七九）は、丹徒県海潮庵に三昧寂光（一五八〇—一六四五）に受具した後、寶華山に師席を襲い、伝戒に従うこと百有余壇、稟戒せる者万四千を数え、説戒七十余回に及んだといい、嗣六十餘人を出だし、法席の盛未會有と称せられ、南山の再生と讚えられた。師は順治十七年（一六六〇）、『傳戒正範』四巻を撰した。¹⁹ これは沙彌・比丘・菩薩三壇授戒の作法を説いたもので、卷一の、堂を淨め衆を集め法、から始まり、卷三までに授戒の前方便を明かし、卷四に三壇授戒の

作法を取り挙げて論じている。

なお三昧寂光は、授戒に際しては、九人一壇を以て制としたが、讀體はこれを三人一壇に改めた。同門の香雪戒潤は、古法に合せずとして三人一壇の制に異を唱えている。⁽²⁰⁾ 漢月の『弘戒法儀』の第六「教授師出衆問遮難法」にも、たびたび「汝三人」と呼びかけているところから、三人一壇の制によつていた事が判る。なおこれには先蹟がみとめられる⁽²¹⁾。

見月の嗣宜潔書玉（一六四五—一七二一）は、定庵德基と共に杭州昭慶律寺に説戒した後、茲に錫を駐め、法席を主ること三十八年に及んだ。師が撰した『二部僧授戒執範』二卷⁽²²⁾は、式叉摩耶、沙彌尼に具足戒を授ける法を説いたものである。因みに二部僧とは、比丘・比丘尼の両僧伽を指し、式叉摩耶、沙彌尼が、初めに十尼僧に、繼いで十僧に就いて正しく授戒することになつてゐるところから、かくいわれてゐる。これらは併せて授戒に際して權威ある依り所とされたものであるが、ここにおいて必要な法典は、一応整つたことができる。

清朝の仏教は、その後太平天國時代（一八五三—一八六

四）に壊滅的打撃を蒙つて衰頽の一途を辿ることとなつた。清末に至り僅かに復興に向けた動きもみられたが、清朝が倒れて中華民國時代に入るや、変法と諸種の改革に便乗した寺廟の不法占拠、寺有資産の強奪と、それに伴う混乱が各地に生じ、傍ら廟產興学運動が高まる中で寺廟はその存続すら危ぶまれる事態に直面することとなり、さらに厳しい試練と淘汰を経験した。律門もその例外ではあり得なかつた。何れの律寺叢林も、太平天國の兵燹の後暫くは戒の授受は為されなかつたようであるが、光緒の末年近くに至つて漸く戒壇を開き伝戒の事が行われるようになり、民国期に及んだ。⁽²³⁾

二 近代における授戒の法儀

1 受戒法の調査研究

近世以降、禪宗叢林と律院とには、それぞれ授戒に際して準拠すべき典範が各別に存し、依用されてきたことは前述したごとくである。

ところで近代中国の仏寺と、そこにおける僧衆の修行生活に関する研究の中には、国外の研究者の手によつて授戒

についても詳細に亘る、優れた調査報告が為されている。例えば、P・メツラー氏は、一九三七年にコペンハーゲンにおいて、広範な書 *Chinese Buddhist Monasteries* を公にしており、またその再刊本が一九六七年に版行された。⁽²⁴⁾ H・ウェルチュ氏によく *The Practice of Chinese Buddhism* の存在も広く世に知られており、共に名著の聞い渡りが高い。

メツラー氏は、一九二九年から一九三一年にかけて、中国の中原域を中心とした諸地域の仏寺を踏査し、多くの資料を蒐集し問題点を指摘した。その成果は実に四百頁に亘る大冊の書に凝縮され提示されるなどとなつた。またウェルチュ氏は、ハーヴィード大学によつて企画された、中国、韓国、日本を含む隣接した国々、広域に跨がる調査を構想に入れた研究プロジェクトの一環として、中国本土では、江蘇、浙江、湖南の三省をはじめ、香港、臺灣及び東南アジアの諸地域に在住する僧衆に廣く情報の提供を求め、その解答や自らの見聞に検討を加え、有益な内容の報告書としてまとめ上げられた。⁽²⁵⁾ これに取り挙げられているのは、年時の上では一九〇〇年から一九五〇年頃までに関する事とされている。中華人民共和国の成立は一九四九年

九月であるが、この二つの政権が併存した時期、及び新政権下における統輯も予定されていたようである。因みに上限が一九〇〇年に設定されているのは、そこでの調査対象に高年齢層に属する僧徒が含まれていたところから、解答により適用される範囲が、そこまで遡ることになつたものと解される。とすれば清末仏教の実態がこれによつてもある程度窺い知ることができるであろう。

凡そ授戒の法儀では、受具に先立つて沙彌戒の授受を行う構成をとる場合が多い。具足戒を受けるまでの準備段階と、それにまつわる周辺の事情については取り挙げて論すべきことも少なくないが、紙数の関係から割愛せざるを得ない。

インドにおける仏教草創期の授戒法については、伝承されている資料によつて完全に考証復元するのは不可能に近い事といえようが、すでに三帰依授戒によつた可能性についても論及されており、部派仏教時代に至つてそれが律藏の仏伝中に挿入され、三帰依から、五衆・十衆具足への転換がなされ、さらに『毘尼母經』に見られる五種受具の法が立てられるというように各部派において次第に整備され

複雑化し受具の方法形式が確立するまでには種々変遷が存したことが想定される。⁽²⁸⁾ その問題はしばらく措き、ここではウェルチュ氏の報告に基づいて近代中国の具戒法に焦点を合わせて考えたい。⁽²⁹⁾

2 法儀の実際

由来強大な中央集権的支配態勢の統制下にあって王法による種々の制約に妥協を余儀なくされてきた中国の仏教教団は、授戒の実施に際しても当局に申請して許可を得なければならなかつた。

中華民国期には寺廟に関する事務は内務部の管掌するところで、戒牒もここから発行され、地方の官署、さらに律寺を通じて當人に交付されることになつていた。⁽³⁰⁾

清朝期から中華民国時代にかけて、授戒が最も盛んに行われたのは千華派の本拠、寶華山隆昌寺であつたとされている。⁽³¹⁾ 同じ頃福建の鼓山における授戒に関する報告もなされているところから、中華民国期に入つても、律寺と叢林の双方で授戒がなされていたことが知られる。

次に寶華山の授戒の次第行程について略述する。授戒会の第一段階は寄堂である。戒子達が叢林に登拝し、雲水堂において名字本貫師名剃度年等所要事項を記帳登録する。執事の僧は受戒志願者の経歴稟性等を秤量勘案し、性向能力の同似の者を集めて一班とする。各班分かれて堂内に入り、牀榻を当てがわれ安座する。各堂は凡そ六、七十人の戒子を擁し、最低三班から成る。

第二段階は分堂である。この時点で受戒の登録は締め切られる。初めの一週間ほどの間に、戒子達は喫飯の法、遊

授戒するところも少なくなかつたようである。ただ特に治安の良くない地域などでは、戒会が平穡無事に円成するため、当局に保安要員の派遣を期待して、正式に許可を申請することもあり、⁽³²⁾ 中華民国成立後、地方の行政機関、例えば市の当局が事務を管掌することになった。

中国近代における具戒法儀（長谷部）

方用品の荷造りの仕方、併立行歩、入堂礼拝、接客庶務便事の法などを習得し、予て身につけた作法行儀に一層研ぎをかけ、洗練の度を高める。ウェルチュ氏はとくに断つていないが、これは受戒のための法儀だけでなく、結制の諸行事の指導が含まれていると解される。ここでは通常引禮師と呼ばれている四名の指導者が各班に配属される。第一は開堂師で、その二が陪堂師、三が第三師父、四是第四師父と呼ばれる。戒子達の中から、先頭に立つ沙彌頭(34)と、殿頭、沙彌尾は主に容貌才覚及び一定の財力を保有するかどうかを基準として選ばれたものである。資金は僧衆に対する振舞いの際に費やされることになっていた。戒子たる沙彌に持ち合わせがなければ、授業師が弟子の名譽と体面にかけて、進んでこれを荷担した。

戒子達は初めの一週間で、經典、とくにその中の五十三偈と称せられるもの、及び咒を修習する。法式を学んだ後で經典の修学と、第一夜の禮懺が行われる。その間執事の僧と戒子とが大雄寶殿において五体投地の礼をなす。

翌日、最初の授戒の法儀が執り行われる。沙彌頭が進ん

で礼拝、次いで戒子を代表して三師ならびに尊證を請し、進前して発願をなす。三師は戒和尚を中心に左に羯磨師、右手に教授師が位置する。戒和尚、尊證師は大雄寶殿前の壇上に席を占め、戒子達は堂前の庭に跪き、三帰依文を唱え、沙彌十戒を受けられる。沙彌達がその場から退くと、在家の受戒者が進み出て、三帰依文を唱え優婆塞戒を受ける。次いで沙彌達が三人一壇を為し、第一壇から順に衣と鉢とを受ける。衣は五条衣と七条衣とから成っている。この時点で沙彌達は未だ比丘の資格を得てない訳ではないが、当日の午後には比丘所用の七条衣を身に纏い、鉢を持して食堂へ赴く。それから引続き次班に対する指導が為される。戒子達は一斉に戒文、二百五十に上る戒条その他の諳誦に取り組む。二週間を経て、第二夜の禮懲が行われ、儀礼的な入浴洗浄である所謂本浴の儀がある。これら授戒会には、部外者が立ち入りを許されている部分もあるが、戒台で行われる発願の儀に当たつては、当事者を除き他の総てが縛め出される。ところでP・メツラー氏は実際にこの会に立ち会つた数少ない部外者の一人であるとされているが、この儀式は実に莊嚴を極めたもので、戒子達も敬虔な態度で

典礼に臨み、周囲の緊張は最高潮に達する。⁽³⁵⁾ 二百五十戒は一括して授けられるが、その後で戒子達は、第一壇から順に、三人一壇を成して戒壇に登る。授戒の法儀は午後早く始められるが、それは優に夜半に至るまで継続して行われる。その間戒師や役職者は壇上に座して各班を次第に点検した後、請戒の者を比丘として受け入れる法儀に従事する。戒師や執事の僧の中には高齢に達した者が少くないから授戒の儀は彼等にとつてかなり身心の疲労を伴う難事といえる。従つて時には戒師が控え室に退き、弟子の中の然るべき者が、しばしその代役を務めるという光景も見られたという。

ともあれ如上の儀を通して戒子達は比丘としての資格を

授けられ、僧伽の一員に加えられることになる。ここに述べた法儀に関する記事は委細を尽くしたものではないが、

全体を通して式次第の順序行程の概略を知る上には多少役立つのではないかと思われるが、さらにこれを『弘戒法儀』『傳戒正範』『傳授三壇弘戒法儀』『叢林規略』に記するところと考較すれば、それぞれの資料の精粗出入が明らかになるであろう。このうち『叢林規略』は便用と断っているだ

けに、地方叢林の授戒の儀の実際を、あるいはそれに近いものを伝えているのではないかと考えられる。ただ授戒の儀法には地域や当該律寺叢林の伝統的慣行もあり、規程通りではなくさまざまに便法があつたと思われるが、その実情を逐一解説するのは容易ではない。また授戒の期間についても多様であり、従つて説も分かれる。⁽³⁶⁾ かの『黃檗清規』や隱元の『弘戒法儀』『叢林規略』では、進壇演淨から授菩薩大戒までを八日に配当し、法儀の順序次第が簡潔に示されている。しかし七日ないし八日の制は、授戒結制において主体をなす重要な部分を抽出して整理したものであり、本来九十日に及ぶ安居の中に位置づけらるべきものである。

三 古林律寺における伝戒

授戒の法儀は概略上述した如くであるが、次に中華民國十年（一九二二）、南京の古林律寺で催された伝戒の会において、戒の授受に関わった執事の僧と戒子を含めた人的構成を、同戒録に記するところから探つてみたい。

古林律寺については、既にたびたび言及したが、ここに

改めてその沿革を述べれば、遠く梁代に寶誌禪師がここに來至し、茅を誅して庵を結び、觀音庵と名づけたことに始まり、宋の淳熙中古林庵と改められ明代に及んだ。萬曆甲申十年（一五八二）庵主香公は、たまたま古心如馨が金陵の地に行道するに遇い、請うて住持たらしめた。師はここに律學を宣揚し、傳南山律宗中興の祖として崇められることとなつた。萬曆四十一年には朝廷より振古香林禪寺の額を賜い、清の康熙四十二年、聖祖は、古林律院、次いで乾隆二十四年、高宗は古林律寺の号を賜うたといい、弘律伝戒の事に任ずるに至つた。嘉道の間における仏道の衰微に加えて、咸豐三年に始まる兵乱により、該寺は屋廡に瓦一片をも留めず、伝戒の会も久しく設けられることができなかつたといふ。⁽⁵⁾

古林の同戒錄の題簽には〈直賜鳳山古林律寺〉と冠記されており、見返しには、民國辛酉 壽城同登 羅漢壽期とあり、扉には、中興戒律第一祖庭 直賜振古香林の六字が大書され、脇に賜紫沙門として、慧雲律師第十七世孫輔仁友印と署した印が押捺されている。そこに当時の僧衆の価値観、社会意識の片鱗を読み取ることができるのであるが、一般民衆の間でも、なおそれが一種の權威を具えたものとして通用していたらしいことが推測される。古林律寺は、

清末、輔仁友公が繼席の後、一旦殿寮の興修が成つたものの、光緒二十六年（一九〇〇）、内には義和団の徒直隸に侵入し、外より併合國軍が攻めて大沽の砲台を陥落するなど内外共に物情騒然たる中、近傍の薬庫が爆発し、瞬時にして一切が烏有に帰した。その後支應局の郭公、火藥局楊公、商務局劉公及び在家篤信の損資相助を得て、寺宇修建

この一門の縉素によつて祖庭と称され、傳南山律宗を再興した古心が開戒した由緒ある道場であるのは確かであるが、ここに来帰し受戒する僧徒の数、伝戒の規模、規軌の整備といった点から常に寶華に一步を譲り、久しくその下風に立つのを甘んじてきた感がある。中において輔仁友公は、能く廢を興して寺門の經營に力め、盛んに伝戒の会を開き、

祖規を遵行し、馨祖の正統を紹ぐ者であることを自任して、一門のために氣を吐いた。

『古林律寺同戒錄』は、開壇の十師と執事の諸役、引禮師その他を含めて壹百貳拾人、菩薩・比丘戒弟子が第壹壇から第壹百拾參壇まで、計參百參拾捌名、比丘尼戒弟子參拾柒名、沙彌、沙彌尼、式叉摩耶戒弟子、優婆塞、優婆夷戒弟子參拾壹名、合計伍百壹拾捌名に就いて、名字本貫等を登記したものである。これは編録して梓に付し、関係の諸役及び戒子に各一冊が頒布されたもので、戒牒と共に伝戒の証として重要な記録簿であり、縦には戒師及び執事の諸役と戒子とを繋ぎ、横には期を同じくして戒を受けた同學を相互に結びつける紐帯をなすものであると考えられる。これはまた中国の社会制度慣行に連がるものもある。即ちこの国では、時を同じくして鄉試に合格した者達が、「同年」の名の下に、互いに永く変わらぬ友誼を交わしたといい、鄉試の責任者を座師と呼んで敬愛し、終生これと師弟の關係を保ち続けたとされている。⁽³⁸⁾ 仏教の僧伽における戒師と戒弟との緊密な連がりは、これを受けたものとも考えられる。漢月が戒子と法嗣との統合一元化を図り、それ

が三峰派發展の原動力をなしたとの見解は先に披露した如くであるが、それは中国の社会構造についての洞察と、漢月の先見の明によるものであろう。なお同戒錄については、他に叢林や律寺から版行されたものの存在が知られている。⁽³⁹⁾ 以下に、民國十年春羅漢壽期に、古林律寺の萬壽戒壇で開かれた伝戒の会の消息を伝える「同戒錄」の記を整理して、各師の経歴背景等を挙げることにする。そのうち戒師をはじめ十壇の師、授經阿闍黎については師名等をそのまま列挙し、爾余の列職や戒子等に関しては、本貫を同じくする者を府県毎に一括して纏めて計数を提示し、よつて以て古林の法化の及んだとみられる範囲、該寺と周辺の諸地域との法縁関係、地縁と人脈等を探る手掛りを提供したい。

古林律寺同戒錄（表）

例言

一、同戒錄では、諸師の本貫を記するに当たつて、当時の行政区画たる県名のみを挙げているが、ここでは縦覧検索の便を考慮して府名を加上し、府県別に分類整理した。それによつて位置の比定が容易となると考えたからである。またこれは清代を降ること余り遠からぬ、その余波の及ぶ時期に関わる資料であるところから、強ち不当とはいえないであろう。

一、表記の錯誤、不統一の存するものについては少數ながら訂正を施した。但しそれが十師授經阿闍黎以外に関わる場合は、単に計数の上に表れるに過ぎない。

一、沙彌、沙彌尼戒以下の受戒者は表に載せない。

一、本貫の計数表記に際し、府州県の配列は『大清一統志』の記載順に従う。

	役立	号諱	(西暦)年	歳	本貫（府州県名）
得戒本師大和尚	輔仁仁友	一八三	堯	江蘇	揚州 東臺
羯磨阿闍黎師	炳華月榮	一八四	毛	江蘇	揚州
教授阿闍黎師	寶莖顯山	一八三	毛	江蘇	揚州
尊證阿闍黎師	西乾性識	一八七	姦	江蘇	江都
尊證阿闍黎師	芳田密崇	一八五	姦	湖南	長沙
尊證阿闍黎師	鑑明徹明	一八六	奎	江蘇	揚州
尊證阿闍黎師	冬嶺光秀	一八三	壬	江蘇	湘鄉
尊證阿闍黎師	本忠法立	一八六	癸	江蘇	揚州
尊證阿闍黎師	昌浩果成	一八一	元	山東	兗州
授經阿闍黎師	松月理安	一八二	元	湖北	長沙
授經阿闍黎師	安靜隆志	一八三	元	湖南	湘潭
授經阿闍黎師	度厄覺筏	一八三	元	江蘇	揚州
授經阿闍黎師	仰賢日高	一八三	元	江蘇	江都
授經阿闍黎師	雲帆德寬	一八〇	𠂆	江蘇	揚州
授經阿闍黎師	依止阿闍黎師	一八七	𠂆	江蘇	通州
信開聖智	江蘇	四	江蘇	漢陽	漢陽
揚州	揚州	四	江蘇	揚州	揚州
寶應	江都	如皋	高郵	高郵	高郵

これに続いて、維那師 一名、引禮師 六四名、書記師
二四名、副寺師 九名、監院師 二名、都監師 四名の
号・諱、本貫などが列記されている。

以下この古林律寺の戒壇において、具足戒授受の会に主導的役割を果たした戒和尚をはじめ阿闍黎諸師や、法儀の運営に参画した役位列職と、その下で比丘・比丘尼戒を授けられた沙彌、沙彌尼等をそれぞれ上・下段に配し、出身地別に分類整理すれば次表に記する如くである。

本貫	省(府)	縣
直隸	順德	廣平
江蘇	江寧	江寧
江寧	江寧	江寧
江浦	溧水	句容
	江寧	肥*
		曲周
		廣宗
2		
1	2	5
1	1	1
2	1	10
1	2	3
17		
1	1	1
小縣計別		

中国近代における具戒法儀（長谷部）

揚州	揚州	揚州	淮安	淮安	淮安	淮安	淮安	淮安	鎮江	鎮江	常州	常州	常州	蘇州	江寧	江寧
高郵	儀徵	江都	桃源	清江	淮陰	鹽城	阜寧	山陽	淮安	丹陽	丹徒	靖江	宜興	無錫	武進	高淳
3	1	7	1		1	1	1	1							1	六合
1	27	1	1	1	1	7	2	4	2	1	1	1	2	2	1	3
3	3			1			1		2						1	
7	1	38	2	1	2	3	8	3	6	2	3	1	1	2	3	1

中国近代における具戒法儀
(長谷部)

太平廳 ⁵	通州	通州	通州	海州 ⁴	海州	海州	徐州	徐州	徐州	徐州	徐州	徐州	揚州	揚州	揚州	揚州	
揚中	泰興	如皋	南通	東海	沭陽	贛榆	睢寧	宿遷	邳 ³	沛	豐	蕭	銅山	東臺	泰 ²	寶應	
<hr/>																	
	3		1	4	3	1			1	6	2	14	7	7	1		
<hr/>																	
1	4	11	1	4	2	1	2	6	5	1	3	13	2	40	18	5	17
<hr/>																	
1	4	14	1	4	3	1	6	9	6	1	4	19	5	54	25	15	18
<hr/>																	
	1												1		3		

安徽

鳳陽	鳳陽	鳳陽	鳳陽	鳳陽	鳳陽	盧州	盧州	盧州	太平	池州	太平	寧國	寧國	寧國	寧國	安慶	
壽 ⁶	壁	懷遠	鳳臺	定遠	鳳陽	無爲	巢	舒城	合肥	當塗	石埭	繁昌	寧國	太平	南陵	宣城	潛山
<hr/>																	
1	2					1										1	
<hr/>																	
4	2	2	1	1	1		1	4	2		1	1		2	1	1	3
<hr/>																	
1						1				1		1		1		1	
<hr/>																	
1	6	3	2	1	2	1	1	1	4	2	1	1	1	2	1	1	4

山東

兗州	兗州	濟南	泗	泗	泗	六安	和	滁	滁	潁州	潁州	潁州	潁州	潁州	鳳陽		
滋陽	嶧	泰安	天長	盱眙	泗	六安	含山	全椒	滁	亳	渦陽	蒙城	霍邱	潁上	阜陽		
1	1	1			1					1	4	1	2	1	13		
			1	1	2	3	1	2	4	1	1	4	2	1	9		
								2	1								
1	1	2	1	2	4	1	2	6	1	1	2	8	1	2	3	7	22

河南

歸德	歸德	歸德	陳州	開封	開封	直隸	曹州	曹州	曹州	泰安	沂州	沂州	青州	東昌	兗州	兗州	
虞城	永城	商邱	扶清	鄢陵	杞	臨清*	范武	城曹	荷澤	東阿	郯城	沂水	益都	莘莘	汶上	滕	
1	3	1	1							1	1		1		1		
1	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	3	1	1	3
1	1	4	1	3	2	1	2	2	2	3	2	2	3	1	1	1	3

中国近代における具戒法儀
(長谷部)

湖北	江西	浙江										
漢陽	漢陽	漢陽	武昌	九江	湖州	光州	直隸	汝寧	南陽	河南	衛輝	彰德
鴻陽	孝感	漢陽	大冶	九江	吳興	光山	固始	通衢	信陽	葉	永寧 ^{※9}	封邱
1	1											歸德
1	1	1		3		1	8	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	3	1	8	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	3	1	8	1	1	1	1	1
												2

四川	湖南											
正定	成都	成都	衡州	岳州	長沙	長沙	荊門	宜昌	襄陽	荊州	德安	黃州
獲鹿	華陽	成都	衡陽	臨湘	湘鄉	長沙	當陽	五峰	棗陽	宜都	雲夢	黃梅
1	1		3	1	1		2	1	1	2	1	1
1	1		3	1	3	1	1	1	2	1	1	1
1	1	1	3	1	3	1	1	1	2	1	1	1
												1

	福建	福寧	福鼎	
合計				1
	120	338	37	495
※1	直隸に肥県なし。肥郷県か。			
※2	明清期泰州	中華民國元年一月泰県と改む。		
※3	明清期邳州	民國元年一月邳県。		
※4	明季海州、清代直隸海州、民國元年一月県に改む。			
※5	清宣統の間、太平厅、民國元年太平県。三年揚中県。			
※6	明代鳳陽府壽州、清も之に因る。民國元年四月壽県。			
※7	清代鳳陽府宿州、民國元年三月宿県。			
※8	明代臨清州、清代直隸州となる。民國二年二月県に改む。			
※9	明・清時代、河南府永寧縣、民國三年六月、洛寧縣と改む。			

いま戒子の本貫の省別分布の状について見ると江蘇省が

二三三名で最も多く、次いで安徽七一、河南二一、山東二

○、湖北一二、湖南五、浙江三、四川三、江西一、福建一、

結語

以上古祖派の祖庭たる金陵古林律寺における授戒会をめぐつて、具体的な状況を述べ、問題提起を試みたが、終りに会の階梯順序、各壇の構成をまとめて結びとしたい。

このうち江蘇省内を県毎に分けてみると、東臺県が五四名で最も多数に上り、江都県は三八で之に次ぎ、以下泰県二五、肅県一九、如皋県一四の順となる。東臺県の出身者が多いのは戒和尚が同県の出であるところから、その縁で

戒徒がここに輻輳することになつたのであろうし、江都県は、教授、尊證阿闍黎や引禮師に少なからぬ本県の出身者が含まれていることと無関係ではあるまい。一地域から全く単独で参会している例は寧ろ稀で、何人か伴侣を有する場合が多い。沙彌尼は江寧県を本貫とする者が多いが、恐らくこれは距離が近いことに由るものであろう。四川、湖北を本貫とする者も含まれてはいるが、共に江蘇省内で出家する。また天下の律寺中、最も評価が高い寶華山の所在地の句容県から、二名の受戒志願者の存在が認められるのは、律寺としての古林の位置を秤量する上に参考となる興味深い事実である。

婆夷戒を受けようとする者二十三名が含まれている。恐らくここでも慣行に則つて、沙彌戒に次いで比丘戒が第壹壇から順に授けられ、菩薩戒の授受に進む。この時優婆塞に対してこの戒が授けられる。終わつて沙彌尼、式叉摩耶戒、比丘尼戒、菩薩戒及び式叉摩耶戒、⁽⁴⁾優婆夷への菩薩戒、と逐次授戒が行われたものと推定される。⁽⁵⁾沙彌、沙彌尼戒を受ける者が少ないので、既に各地の甲乙徒弟院に於いて出家の際師父から沙彌戒を受けられているからで、この会の二人もその例外ではないが、本山が三壇戒の体裁を調えるため縁を辿つて勧誘を受けたか、あるいは特に由緒ある律の大刹に赴いて、重ねてこの戒を受けることに何等かの意義を見出そうとしたものか、その何れかであろう。この会の構成、前後次第から、本格的に三壇戒の授受がなされたことが知られるが、例えは明末におけるような特殊な事情も存在しないから、三壇頓授の形式をとつたものでないことは明らかである。小論を展開する過程で、他の律寺における授戒の事例を含めた、より広範囲に亘る、しかも精細な調査の要を痛感している事を訴え、茲に擗筆する。

注

(1) 律宗に於いては伝灯の形成は宗の本義からして必然的なものではないが、千華派の成立後、禪の影響もあって、千華法派の灯譜が編述され、やがて演派偈が作られ、付法も行われるようになつたとみられる。拙稿「律門における傳燈形成の時期をめぐつて」(I)(II)愛知学院大学『禪研究所紀要』第二一、二二号所収。

(2) 同じく拙稿「律門法化の地域的展開」愛知学院大学『禪研究所紀要』第二二三号。

(3) 但しこれは独り萬曆『杭州府志』にいうところとされる。卷三四、寺觀一一九、『龍興祥符戒壇寺志』は、『武林梵志』を拠として之を肯つてゐる。卷一一二。後掲の書は、その卷一一五。

(4) 師の伝歴から推して求戒の年時は、嘉靖三十年前後とみられる。この時点には未だ開戒壇の禁令は発せられていない。

(5) 卍續藏一一二一一(一〇七冊)、沙彌・比丘戒の犯持を審問する行儀を挙げ、布薩の意義が述べられている。

(6) 見月編『毘尼作持續釋』卷五に収録されている。 卍續藏一一六五・一一一(六五冊)。中華藏一一六〇・一二五四。

(7) 学處はここでは戒のこと、戒律の個条を指すとみられる。

(8) 軽い気持ちで露罪懺悔することを難じてゐる。

(9) 三峰派に属する禪匠で、三昧会下の律祖でもある願雲戒顯撰『傳戒正範』の序文・正續藏一一二一一(一〇七冊)。

(10) 但しこれは単に『明遺民錄』その四五〇四十七巻に挙げる者の概数に過ぎない。他に陳垣氏の「遺民の逃禪」「遺民之禪僧」等参照。『中國佛教之歴史研究』卷五。

(11) これは雲棲が編述した『梵網菩薩戒經義疏發隱』を指すのであろう。正續藏一一五九・四一五(五九冊)。中華藏二一四・二七七。

(12) 正續藏一一一一五(一〇六冊)。中華藏二一五八・二五〇。

(13) 明曆四年重刊本、一卷二冊。ここには『禪籍目録』にい

う(口)本、及び『禪學大系』戒法部所収本参照。

(14) 寛文三年、隱元により第一回の授戒が行われた。延寶五年木庵が授戒した時には、戒子一千二百人を数えたという。

宇井伯壽『日本佛教概史』一九五頁、竹貫元勝『日本禪宗史』二二七頁。

(15) 拙稿「弘戒法儀、附傳授三壇弘戒法儀」『明清佛教研究資料』文献之部、九五頁。

(16) 吉岡義豊氏が、山東省益都県の古玩舗にて入手され、報告書の形で内容を紹介されたもの。『中国仏教思想史談會報』第一号所収。

(17) 『律宗燈譜』卷三一一〇。

(18) 『明蒼雪大師趙讀徹行年考略』四〇頁。

(19) 正續藏一一一一一(一〇七冊)。

(20) 戒潤は讀徹と袂を分かつち、常州天寧寺に移董している。

中国近代における具戒法儀(長谷部)

ここでは九人一壇の制によつたものであろう。

(21) 古祖下第二世澄芳遠清は、一時三壇の方便授受に就いて得戒したという。『律宗燈譜』卷二一六。ここに方便とみなされている点が注目を惹く。遡つて『禪苑清規』沙彌受戒文に、懺悔三歸の後、「沙彌第一、第二、第三各小禮一拜」とある。『弘戒法儀』については、中華藏二一五八、二五〇、四八八三八。

(22) 正續藏一一一一一(一〇七冊)、中華藏二一六〇、二六一、五〇九六一。

(23) 『古林律寺同戒錄』輔仁友撰序の文。

(24) 香港大学出版局刊。漢字で『中原佛寺圖考』と題されている。縱三五糸、横二六糸の大判。

(25) ハーヴィード大学、極東研究二六輯。初版が一九六七、第二版は一九七三年に印行されている。

(26) 授戒に関しては、その前段階としての出家について述べられている第九章に剃髪、剃度派、安名に次いで詳述されている。一八五頁以下参照。

(27) 平川彰『原始佛教の研究』四四二頁。同じく平川彰『律藏の研究』五五〇頁以下、芳村修基編『佛教教団の研究』二〇五頁以下参照。

(28) 上座部仏教の伝統を承けるビルマ仏教の受戒の法については、生野善應『ビルマ仏教』七〇頁以下、池田正隆『ビルマ仏教』一四九頁以下参照。

中国近代における具戒法儀（長谷部）

- (29) 但し本稿には、筆者の独自な修辞文飾を伴う解説と、卑見が加味されている。
- (30) 中華民國四年に頒布された「管理寺廟條例」の規定による。明復師『中國僧官制度研究』101頁。
- (31) P・メッラー『中原佛寺圖考』三一〇頁。H・ウェルチュ『中國佛教の実践』二八五頁、戒期の項。
- (32) H・ウェルチュ、同前書、同じく二八五頁参照。
- (33) 『寶華山志』卷一四一七。H・ウェルチュ、同前書、一一八六頁。Karl Ludvig Reichelt, *Truth and Tradition in Chinese Buddhism*, pp. 235-236。『律門祖庭彙說』戒臺名稱には古林にまつわる奇蹟を讃嘆する。
- (34) 『叢林規略』では、首沙彌、班首などと称している。
- (35) P・メッラー、前掲書では、第五章、二九七—三五一頁参照。
- (36) 『弘戒法儀』では、各段の頭注、及び「授戒口規」、「叢林規略」では「戒律佛事」の項参照。
- (37) 輔仁友撰「古林中興律寺重開春冬傳戒序」の文。
- (38) 阿辻哲次『漢字学』一八六頁参照。
- (39) 『常州武進天寧同戒錄』『庚申同戒錄』『武進天寧寺志』卷七—芸文三、『同戒錄』『昭慶律寺志』卷七—五。
- (40) 羅漢期とは、地方叢林、律院等における臨時の授戒に対し、長期に亘る本格的な授戒に名づけたもののように、また千僧戒ともいう。H・ウェルチュ、前掲書、五〇四頁。なお

『愛知大學漢籍分類目録』に、撰者を釋壽期としているのは訂正されるべきである。

- (41) 『同戒錄』の記述は、授戒十壇の師、引礼、書記の名字本貫から始め、菩薩比丘戒弟子、一～一三壇。菩薩比丘尼戒弟子、一～一三壇。沙彌戒弟子、沙彌尼戒弟子、菩薩式叉摩耶戒弟子、菩薩優婆塞戒弟子、菩薩優婆夷戒弟子、の順となっている。
- (42) 授戒会の順序次第については、H・ウェルチュ、前掲書、一九〇、一九四頁参照。